

近 江 バ ラ ス 株 式 会 社
安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
環 境 影 響 評 価 方 法 書

令 和 7 年 7 月

近 江 バ ラ ス 株 式 会 社

はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条の規定に基づき作成した「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)」である。

— 目 次 —

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地	1-1
1.1 対象事業の名称	1-1
1.2 事業者の名称等	1-1
第2章 対象事業の目的および内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.2.1 対象事業の種類	2-1
2.2.2 対象事業実施区域の位置および面積	2-1
2.2.3 対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要	2-4
2.2.4 配慮書における事業計画案の検討結果	2-7
2.2.5 事業計画	2-8
2.2.6 対象事業の工事計画の概要	2-14
2.2.7 その他対象事業に関する事項	2-16
第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	3-1
3.1 地域特性を把握する範囲	3-1
3.2 自然的状況	3-3
3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3-3
3.2.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況	3-13
3.2.3 土壌および地盤の状況	3-20
3.2.4 地形および地質の状況	3-23
3.2.5 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況	3-29
3.2.6 景観および人と自然との触れ合いの活動の状況	3-57
3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-61
3.2.8 文化財および伝承文化の状況	3-63
3.3 社会的状況	3-70
3.3.1 人口および産業の状況	3-70
3.3.2 土地利用の状況	3-76
3.3.3 河川および湖沼の利用ならびに地下水の利用の状況	3-77
3.3.4 交通の状況	3-81
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況および住宅の配置の概況	3-83

3.3.6 上下水道、し尿処理施設およびごみ処理施設の整備の状況	3-88
3.3.7 法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域 その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全 に関する施策の内容 ...	3-100
3.3.8 その他配慮対象事業に関し必要な事項	3-179
第4章 環境影響評価を実施しようとする地域	4-1
第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解	5-1
5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解	5-1
5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解	5-3
5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解	5-8
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目 ならびに調査、予測および評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価の対象事業	6-1
6.2 環境影響要因の区分	6-1
6.3 環境影響評価の対象とした環境要素	6-2
6.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由	6-4
6.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素	6-6
6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	6-9
6.6.1 大気質	6-11
6.6.2 騒音	6-20
6.6.3 振動	6-29
6.6.4 水質	6-37
6.6.5 地盤	6-42
6.6.6 動物	6-43
6.6.7 植物	6-50
6.6.8 生態系	6-54
6.6.9 景観	6-55
6.6.10 人と自然との触れ合いの活動の場	6-58
6.6.11 廃棄物等	6-61
6.6.12 温室効果ガス等	6-62

第7章 その他の事項	7-1
7.1 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容	7-1
7.1.1 計画段階配慮事項の選定	7-1
7.1.2 計画段階配慮事項に係る予測および評価の結果	7-9

資 料 編

資料1 その他の調査計画	資-1
--------------------	-----